

議案第 6 6 号

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を
次のように改正する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年安中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

本則中「２０人につき」を「１５人につき」に、「３０人につき」を「２５人につき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。